

日本産業規格

令和4年10月1日に下記の日本産業規格を改正したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和4年10月3日

厚生労働大臣 加藤 勝信

記

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

医用電気機器－第2－16部：人工腎臓装置の基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項	T0601-2-16
ヘルスケア製品の滅菌－放射線－第1部：医療機器の滅菌プロセスの開発，バリデーション及び日常管理の要求事項	T0806-1
ヘルスケア製品の滅菌－放射線－第3部：開発，バリデーション及び日常管理の線量測定に関わる指針	T0806-3
歯科－歯科用ピンセット	T5401
歯科－歯科器械用図記号	T5507
歯科鑄造用石こう（膏）系埋没材	T6601
眼鏡レンズの用語	T7330

（内容省略）

備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ(<https://www.jisc.go.jp>)において閲覧に供する。また、厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課においても閲覧に供する。